

群馬県血液・体液曝露後のH I V感染防止体制整備事業実施要領

第1 目 的

この要領は、県内の医療従事者等の血液・体液曝露事故によるH I V感染を予防するため、抗H I V薬（以下「予防薬」という。）の提供体制を整備することを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、群馬県とする。

第3 感染防止体制の整備

- （1）県は、別紙1に定めるエイズ診療拠点病院及び協力病院（以下「診療拠点病院等」という。）に対して、別紙2に定める予防薬を5日分配備する。
- （2）診療拠点病院等は、院内における責任者及び緊急連絡先を定め、予防薬の処方・提供のための受診の要請に応じられる体制を整える。

第4 対象者

- （1）本事業で予防薬の提供を受ける対象者は、県内施設（医療機関、保健所、消防署、高齢者施設等を含む。）の職員であって、その職務上、H I V抗体陽性者等に対する処置によって血液・体液等の曝露があった者（以下「曝露当事者」という。）とする。
- （2）曝露当事者は、別に定める「群馬県H I V血液・体液曝露後の予防服用マニュアル（以下「予防薬服用マニュアル」）」に従い、予防薬の提供を希望する場合は、別紙3により診療拠点病院等へ予防薬服用の同意書を提出し、処方を受ける。

第5 その他の医療機関への予防薬の配備

- （1）県は、以下の医療機関から希望を受けた場合は、1日分の予防薬を配備する。
 - ① 「群馬県H I V感染者等歯科診療連携事業」における協力歯科医療機関で、紹介を受けた患者が通院する医療機関
 - ② 「群馬県H I V感染者等透析医療連携事業」における協力透析医療機関で、紹介を受けた患者が通院する医療機関
 - ③ その他H I V感染者・エイズ患者の診療を行っており、県が必要と認めた医療機関
- （2）前項の予防薬の配備を受けた医療機関の曝露当事者は、「予防薬服用マニュアル」に従い、予防薬の提供を希望する場合は、別紙3により所属医療機関の長に予防薬服用の同意書を提出し、処方を受ける。

第6 予防薬の配備及び補充の方法

- （1）予防薬の配備は、県と契約した薬局（以下「契約薬局」という。）が行う。
- （2）予防薬の配備を受けている医療機関は、予防薬の配備又は補充が必要な際は、別に定める別紙5「予防薬の配備に当たっての手順」に従い、県感染症・疾病対策課へ別紙「H I

「V感染予防薬授与希望票」を提出し、県感染症・疾病対策課から契約薬局へ補充を依頼する。

第7 報告

予防薬の配備を受けた医療機関は、予防薬使用事例があったときは、別紙4により県感染症・疾病対策課へ報告する。

第8 その他

この要領に定めのない事項については、県が関係機関と協議して定める。

付 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成29年8月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和元年7月30日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

付 則

- 1 この要領は、令和2年9月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、令和7年6月20日から施行する。